



官位刻

本庄
万弥
亭

73
6250
2



73
6250
2

子冬
丑冬
寅卯
辰

本中之郷町
吉野
所 万屋前三郎

官位訓卷之二目錄



去五味均平蔵

一 文武官事

并平治乃乱記
附 二条園白所通乃事

二 大臣家ノ事

并道通院實隆公乃事
附 後十輪院通村云乃事

三 諸家の内事

并九大臣攝信公乃事
附 友系押揚乃例

四 天文曆乃事

并安下膳乃事
附 泰親家養子社之雷乃事



五 六条家ル

并修理大夫ル

附内大臣有房ル

并行啓ル

六 御幸ル

附園遊院大井川ル

七 帝皇ル

并脱履ル

八 新院ル

并太上皇尊號ル

九 法皇ル

并熊野ル

十 院系ル公家ル元始ル并布衣始ル小面始ル

十一 一人ル

十二 滝口ル并畠山伊东ル宇佐美ル後ル

十三 清家源氏ル并神祇伯ル

十四 院系ル并欽明天皇ル醫國博士ル

十五 常力ル并本常義仲ル又義賢ル

官位訓卷之二

一 文武官の事

文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事
 文武官の事 文武官の事 文武官の事 文武官の事



之又凡人よおのていふく肩目やわりのもち持家清華
 の外れ所家として自給大なる後給ふらぶとせうと
 かり所子がかれたるをぬさるる例に極大納言大納言
 後給ぬる者よ後二条此國白所通云々儀の時大納言
 かけ給ひの一事と云ぬの所子かたつてていふていふ
 に大納言武官のむねとてくくきと承り傳へぬこれ
 と平治の乱の事とは。權中納言兼中兼權守又左近
 衛頼朝と少納言入る信成と申わくしてよお小身とほ
 ろりかゝる事とてぬの民をくく先をらげうとていふ
 是もも將の上皇の所寵をわたりて信成大納言

のぞもいふる一ふと信成の給色わりのくあつて
 重代清光の家よゆらげれとていふらとて大納言
 ろるるももとていふの時信成世の中極いと歎く
 けかハ信成あつて大納言あつて誰ららとていふら
 らん者の所政も同ら法も同じく先とん叙任除國は
 かまわぬとて上天の難くお前れた下人の懸りとも
 世のふんてとて例和漢よ多しされどもや阿な
 大納言宗通とて白河院の大納言かたつて思ふら
 實治の御事よの御事かなりた故申御門中納言
 家成卿を舊院大納言おのさるやとけくまかたて

大まの天納云ふかり事と終く之く申納云ふかり
 たりだよと云ふれりすと終くいと先りさわくを思ふや
 終ぬ況や進傷の大ぬとや。云ふに列とれと大ぬと終
 る長下のも何り執柄の息莫方此軍と云職と先途
 と信頼るどが身とぬと大ぬとけがす事あり
 るといさありして終くは事やぬもより信頼信ぬい
 とと合く平治の礼ととりける終くは職なり
 とのべんが為ふ回舎の人すてあれり平治の礼と
 しく終り信頼がおもむく大ぬのおごりうかり
 とあつべらうや

② 大長家の御事

三家の御事と序回舎の人を御事とのつひあり
 大長家ともして又揚家九清華の外は御三家を
 正親町三条殿 中院殿 二条西殿 是と大長家と稱
 するもは揚家清和のぬく大ぬとそくけ終らぬ云
 の列は終る御事敬の付従五位下首服と加ふる乃
 付従五位上又ハ正五位下中おれと終るの宰相お終る
 又ハ直よ終るよのかり終るをわり奏官の長うらるを
 兼終るはらゆく空大長ととる競るをかくして大長
 おり終るは甚御なりとつて大ぬ正親町三条殿

此等とす位ハ三位二位一位一位と位ハ一が
乃所々あり。正一位とす位ハ大なる位
二年後一位大正位見云々正一位と叙
ハ其後藤原押勝同永子等云叙ハ後ハ
の例ナリ皆賜位之

四 天文曆なる事

天文曆なる事と不合の沙汰する人
と云ふ事あり。陰陽乃昔々一
つと云ふ事あり。陰陽乃昔々一
信晴ゆえ授け曆乃と息子光榮よ
是より

友道よりありそれ天文といふ事
氣形常の怪をゆむ時を授ふといふ事
と云ふ事あり。陰陽乃昔々一
にわか又曆なる事と沙汰する事あり
以て授す所也。加茂保憲クも天文の
事あり。天文と云ふ事あり。天文
天文乃と云ふ事あり。天文の事あり
て天文と云ふ事あり。天文の事あり

乃瓊とつひ難りと後代は妙とつひに正なるを
 後世も承すともや。去程も晴明を古今も其の神人
 てその後孫承親などつひと希代の神士ともいふ
 こは春親もわが乃神も信くけるお母一雷あつ
 つとれども何れ障つともあ。平家物ごりあを志
 めいごめとく奇妙と取つてそりそ外人れつて
 ち小書のをせぬを家承のづつふ及す志るふえ祖傳
 眼力ちめ哲かりとの形り。常道も光榮のちふれ
 て今よめまともいふ志るべ安倍の家物とて
 柳つと号して今ぬ天文乃と掌つと結ひて風雲の氣

御と養育あつとも晴明より十七代の後有備より
 ち柳つとす稱号とつり從三位小教一とつて
 ありて今春連の位おつて七代なり二位おと
 小南家ともや

⑤ 六条家の事

今乃六条殿と姓昔和乃の家れ六条の所業といふ
 人ありたりちり傳事淡し死所おたり姓昔六条
 家とてわが乃一流とたてられハ藤原の奥名は苗
 裔持はち隆經の孫六条の修理長史顯季其子長
 顯物も子傳物重家顯昭法師おたり又有家如家

進の所遊也

②の所幸の事

入のゆえにこのついでに皇の人ももろくに回しえまふおまへりて
 ころり天子のついでに必幸ありとらふなりとてついでに幸と
 けりし山目見れどもとてころり延慶院の所出と幸とていへ
 又東天中宮の所かひの縁もすけりといへ六十九代圓
 融院かつんところり院中の所改勢ありとて勸賞われを幸と
 と用のゆえにそのや東融院へかひとて所遊の所改勢の時
 三位とてころり院のゆえにとていへて皇儀よとていへて
 ころりこの所幸ありとてころり忽とて皇儀よとていへて幸と

ついで今日の所遊はついでにころりといへる事ゆへに皇のありと
 ついでにころりといへる事ゆへに皇のありと
 ころり後院中かへてころり改勢ありとていへて次七十二代
 院の所遊とてころり院とて改とていへて改とていへて改と
 觀の行幸とてころり天子幸のゆへに所父の上皇所母后
 ついでにころりかへる事ゆへに皇のありとていへて改と
 觀の儀とてころりゆへに續日本後紀よ嘉祥二年正月廿日
 天皇 幸 所母后亦朝觀の爲は皇院より幸あり。改勢天皇
 南陽とてころり改勢といへて改とていへて改とていへて改と
 ころり也。朝觀の幸は正月二日或は吉日とていへて改と
 ころり也。

南無阿彌陀佛

あはれきりしぬ

⑦ 帝王の御事

古今と今上皇帝とをいへばまことに古今の人をいふも
皇帝とともいへばまことに古今の皇帝とありぬ今上皇
帝ともいふもまことに又朕履乃天子ともいふもまことに
履の足ふかりてすてぬりしかばゆめをたげぬかき
とゆゆしめす事なう新皇乃御事とありぬ
御事とのれをいふも朕履乃天子ともいふもまことに天
子と天子を又とて地と母とて天地の仁とみて民と
かさめ給ふ凡庸のたれなきまことにまことに天子と稱し

よりこころて御機嫌と天知とも所かきまこと天蓋といふ
くやうし天の御いさぎづらうとも天の字と稱するは
此御事とありてまことにまことにまことにまことにまことに
唱へまこと

⑧ 新院の御事

御門御事と東宮御事とありて治世の政をのりたるま
後に新皇より号號ともいふ給ひて太上天皇と稱しま
かりと御追號のまことにまことにまことにまことに
乃内事と尊號とありてまことにまことにまことにまことに
乃内事と尊號とありてまことにまことにまことにまことに

新院の御事

ともしりたりやね法にすぎるを新境とせしむる之時乃
様よりつて本院一院とも称しなるや太上天皇御一方の
時之新境とも事あり

九 法皇乃御事

法皇よりしりたりは只院乃御事乃御事とおぼしむる人
ありらふはわくは御事なるはのれら多しひらる後法門に
入はひて所儲とせりつはひらるは法皇よりしりたり
法皇よりしりたりは又十九代宇多天皇之皇孫寛平法皇と
しりたりしなり或人のいづく無事二十三年御事乃
是と法皇よりしりたりがたはらる

十 院家の公家元乃御事

院家の御事として院は世行へるは公家元と御事を早にせしむる小田
舎人のいふ法皇は是事なるは公家の御事なるは院家の御事なるは
公家の御事なるは院家の御事なるは院家の御事なるは院家の御事なるは
院家の御事なるは院家の御事なるは院家の御事なるは院家の御事なるは
院家の御事なるは院家の御事なるは院家の御事なるは院家の御事なるは
院家の御事なるは院家の御事なるは院家の御事なるは院家の御事なるは

十一 一人乃御事

田舎人のいふ御事なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは
一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは
一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは
一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは
一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは
一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは一人なるは

カハキ多クシと云ひたりなり相一人とのやまは人ひとり
二人とのやまより一人としてひとりおのゝしま事なり
天下のあつて優劣の人あつてあつてあつてあつてあ

十一 滝口の事

禁中の北面におぼつてあつた人のことごとくは滝口は乃あり。
只一人の名とつてり餘り不識まき事なり禁中の
滝口の侍の官あり。凡滝口は十九代は事なり
源平重代の侍武勇は達人と二十人あつてあつ禁中
に伺候し清涼殿の東に兼香教乃西に滝口の事と勅
書ありし是より代々二十人補ては非常の儀なり

因のあめふるとと擇うの同重代佳おれはあつて是
補て八十三代は御門院の御宇義元百年の月おれあ
て園東の武士三浦島也。侍東の宇佐美。後夜甚
外十三家と滝口の侍も事田今人の知る事
然れどもあつたがしつて後夜の侍とあつてあつてあ
てあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあ
事とあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあ
乃滝口とあつてあつてあ

十二 諸家源氏乃事

源氏の流しは様々のあつたをいふことなり

おぼろふも人あり先三十二代後醍醐天皇の所子なるは
徳公トクノミチとてぬ男と女とて二十一人源の所子の姓なる
是源氏の所子と知チ源たるは融トクノミチとてその向たりは流を
いづも一字なる系ナリの順ノリとて同族ドウゾクたりし類ひあり
とてその所子といふ等とて後醍醐天皇の所子とて又それより後
五十六代法和天皇の所子桃園貞純トモノサキ親王の子息六
孫王源基ノリキ小源の姓と下され是法和源氏と号次
は流堂上カハシラとてその所子なる姓とて其家より法和源氏
多しとてし軍書よりとまぐりて書きたるごとく
知りて法和源氏とて其後五十九代宇多天皇より

出づる源氏ありとて家より庭田ニワタなる流中河原とて八
右の武家より八代とて本の一統イツとて宇多源氏とて又
宇多天皇の所子源延喜帝ニギギキの所子西宮なるは臣オモの
乃子源と融トクノミチ源氏とて延喜帝の所子村上天
身七の所子中務ナカノツメ具平親の所子源流を村上天とて
して其家より八代とて其後の中河原とて其外六代とて
千種チノケなる東之世ヒトヨ及之世ヒトヨ及梅原ウメノハラなる世ヒトヨ及桂原キノハラなる世ヒトヨ及
しては系ナリ一統イツとて其家より乃子源とて乃子源とて
とて其後六十五代元山院の所子源正尹タカノサキ仁親ニノサキ小源
の姓とてその所子とて元山院とて今の日河なるは

五十二

一〇

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

新 野 川 記

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

刀との中を。春更よ亦人わり。林の中より滝に院より少面を
まよふ。常力力のまよふ。卯を遠くゆく。とて皆共林と常
して磐固とつとむ。役なり。源平重代乃。武士共。勇
乃。亦わら。成え。ひて。常力力。不。務。や。う。う。か。り。春。更。八。坊
の。う。ら。あ。き。カ。と。常。す。り。ゆ。の。ろ。ろ。ろ。ろ。一。三。十。人。乃。也
計。よ。其。共。思。量。と。え。く。ひ。く。上。首。と。す。く。こ。ろ。と。是。と
常。力。先。生。と。り。ふ。亦。骨。義。仲。の。又。義。賢。と。常。力。先。生
と。り。り。は。類。ひ。く。又。衛。門。常。力。の。侍。れ。常。力。不。務。す。り。也
常。力。湯。の。常。力。不。務。と。て。ま。か。ら。な。り。也。 本庄

官位 訓卷之二終

